

3 8 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会 地域活動支援センター事業運営規程

平成30年3月28日制定
糸社協規程第 58 号

(施設の目的)

第1条 糸魚川市社会福祉協議会が受託運営する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく地域活動支援センター（以下「センター」という。）は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に実施し、もって障害者の福祉の増進と、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、糸魚川市、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。

2 前項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、センターを運営する。

(センターの名称等)

第3条 センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
地域活動支援センターいちょうの家	糸魚川市大字能生1170番地2
地域活動支援センター青空工房	糸魚川市大字能生1170番地2
地域活動支援センターあけぼの	糸魚川市大字田海605番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターにおける職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

名 称	施設長	指導員
地域活動支援センターいちょうの家	1人	2人
地域活動支援センター青空工房	1人	3人
地域活動支援センターあけぼの	1人	3人

2 施設長は、職員の管理、センターの利用に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、センターの職員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

3 指導員は、利用者の相談対応、サービスの提供等を行う。

(開所日及び開所時間等)

第5条 センターの開所日及び開所時間等は、次のとおりとする。

(1) 開所日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、8月13日から8月16日まで、12月29日から1月4日までを除く。

(2) 開所時間 午前9時から午後4時までとする。

(利用定員)

第6条 センターの利用定員は、次のとおりとする。

(1) 地域活動支援センターいちょうの家 15人

(2) 地域活動支援センター青空工房 15人

(3) 地域活動支援センターあけぼの 20人

(提供するサービスの内容)

第7条 センターで提供するサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 創作的活動及び生産活動の機会の提供

(2) 社会との交流の機会の提供

(3) 生活に関する相談及び助言

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 サービスを提供した際の利用料は、無料とする。ただし、実費のかかるものは利用者の負担とする。

(サービスを提供する対象者)

第9条 糸魚川市に居住する障害者とする。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は次のことを留意して、利用しなければならない。

(1) 利用申し込みをした後で、欠席をする場合は事前に指導員に届け出なければならない。

(2) 遅刻、早退する場合も指導員に届け出なければならない。

(3) 利用途中で作業所の外へ出るときは、指導員の許可を得て外出する。

(4) 作業所内では飲酒、喫煙は禁止する。また、酒酔い状態で通所してはならない。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、新潟県、糸魚川市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する。

3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

2 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第14条 提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 提供したサービスに関し、新潟県又は糸魚川市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 新潟県又は糸魚川市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を新潟県又は糸魚川市に報告する。
- 5 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、職員の勤務の体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 6カ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においても、秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存する。

附 則（平成30年3月28日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。